

社団法人日本舌側矯正歯科学会

第35条3 矯正歯科患者の転医に際しての 矯正費用の返金に関する指針

- 第1 本指針は矯正歯科患者が転医あるいは治療を中止する際に、民法および消費者契約法の遵守を以て、患者の権利を保護し、矯正費用の返金が円滑に行われることを目的とする。
- 第2 患者から転医や治療中止の申し出があった場合、また他の会員に治療継続を依頼する場合、以下の指針の遵守を求めらるものである。
- 第3 会員は転医する患者に対して、治療内容や治療費等について現在の主治医と転医先の主治医の間に相違があることを、転医の際に伝えておかなければならない。
- 第4 会員は転医および治療中止に際して、矯正費用を治療の進行状態を基に清算、返金をおこなわなければならない。
- 第6 本指針の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。
- 第7 その他必要ある事項については、理事会において決定する。
- 第8 本指針は、2018年6月14日より施行する。

日本舌側矯正歯科学会 矯正費用精算目安

1. 矯正費用精算額は、契約料金からインダイレクトボンディングの技工料金を差し引いた料金を対象として、治療終了までの治療内容の到達度などから決定する。
また、装置撤去して問もない患者への返金に関しては、保定観察の料金も勘案する。なお再治療、保定装置の再作製が必要になった場合などは、別途費用が請求される旨を前医は患者に説明しておく。

(例) 既に全額支払済みとなっている小臼歯抜歯の患者に対する返金の目安

治療のステップ	返金の目安
上下顎歯列の整列中	60～90%
歯列の空隙閉鎖中	40～70%
歯列咬合の仕上げ中	10～40%
保定	0～5%

2. 転医先で改めて検査診断を行う必要がある可能性とそのため料金が別途必要になる可能性について説明をしておく。
3. 転医先でインダイレクトボンディングの技工が再度必要になる場合もあるので、新たな技工料金が発生する可能性があることの説明をしておく。